

## ^ 第一条 名称及び所在

- ・本活動は A&C スポーツ土日クラブ（以下本活動）と称する。
- ・本活動は NPO 法人 A&C スポーツが運営する。
- ・主たる事務所は愛知県名古屋市天白区植田本町 1-1315 に置く。

## 第二条 目的

- ・サッカーの楽しさの共有し、サッカーを通して自主性、社会性を育み豊かな人間性を養うことを本スクールの目的とする。

## 第三条 入会資格及び入会手続き

### ・入会資格

入会資格は、次の条件をすべて満たした方とする。

- ① 本活動の趣旨に賛同し本規約に同意及び遵守できる方
- ② 健康状態において、本活動の受講に支障が生じない方
- ③ 本活動が入会を認める旨の判断をした方

### ・入会手続

入会資格を有する者は、本活動の管理サイトに登録のうえ入会手続きを経て、本活動の会員（以下、「土日クラブ生」という）とする。

## 第四条 会費

- ・会費はチケット制で、本活動が定めたチケットを本活動が定める条件に従って支払うものとする。
- ・入会時は、本活動が定めた諸費用を本活動が定める方法により、支払う。

## 第五条 資格の停止・および除名

- ・本活動は、土日クラブ生が以下の事項に該当する時は、会員資格の一時停止または、除名をすることができる。

- ① 本規約に定める事項に違反したとき。

- ② 本活動の信用を著しく害し、また会員としての品位を損なった場合やその他公の秩序に反したとき。
- ③ 会場等を故意または過失により破損したとき。
- ④ その他、会員としてふさわしくないと、本スクールが認めたとき。

#### 第六条 指導者

- ・本活動が認めた指導者が責任を持って指導する。

#### 第七条 会場

- ・本活動の開催場所は、本活動の活動情報に記載された会場とし参加する。

ただし、開催場所については、本活動の事情により変更することがあり、その際は事前に本活動から土日クラブ生に連絡をする。なお、開催場所の変更により生じた土日クラブ生の不利益について、本活動は責任を負わない。

開催場所までの往来については、土日クラブ生の自己責任において行うものとし、本活動は、通学において生じた事故等について、責任を負わない。

#### 第八条 個人情報の取扱い・および個人情報の共同利用

- ・本活動の運営によって収集、取得した会員の個人情報について本活動が適切に管理を行う。
- ・本活動は会員の個人情報について運営や広告宣伝に必要な範囲で利用及び第三者に対する開示をすることができる。その他、本活動は、法令上、開示義務を課されている場合において、個人情報を開示するものとする。
- ・個人の肖像権について

当法人の活動に関して撮影された会員様の写真・映像等について下記のとおり規定し、その範囲内の使用および運営のために業務を委託する場合のみ第三者に開示することに同意するものとする。

- (1) 使用目的…当法人活動の紹介・案内
- (2) 使用場所…当法人パンフレット、ホームページ及びSNS、紹介用VTR、チラシ、イベント案内
- (3) その他 …上記使用場所以外の掲載については、その都度お客様本人および保護者の同意を得てから掲載するものとする。申し出があった場合は削除する。本条にもとづき写

真・映像の開示を受けた委託先は(1)に記載の使用目的のために写真・映像等を取り扱い、同目的以外に情報を取り扱い、開示、公表することはありません。

なお同意しない場合はその旨を初回参加時に提出する同意書に記載する。

#### 第九条 活動生の変更事項

本土日クラブ生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の入力事項に変更があった場合には、事務局まで報告しなければならない。

#### 第十条 損害保険への加入

- ・本土日クラブ生は、必ず活動側でスポーツ安全保険への加入手続きを行う。
- ・万が一、本活動中に怪我や事故が起きた場合、本活動の指導者が、本活動の管理下における活動中の怪我や事故と認めた場合のみ保険の範囲内で賠償する。

#### 第十一條 退会

・諸事情により、退会をする者は、本活動サイトで定めた方法で退会処理しなければならない。土日クラブ生において、無断で退会となった場合、土日クラブ生は、通常通りの年会費を支払うものとする。

但し、本活動が特別な理由があると認める時はこの限りではない。

- ・退会後に再入会する場合は、再度、本活動が定めた会費を支払わなければならない。

#### 第十二条 負傷時の処置及び免責

- ・本土日クラブ生が本活動中に負傷した場合には、本活動のコーチ及びスタッフが応急処置を施し、その状況に応じた適切な対応をする。
- ・本活動指導者の管理以外で起きた事故・盗難や、本活動指導者の管理下においても指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難については、本活動はその賠償を一切負わないものとする。

#### 第十三条 休校及び閉鎖

- ・天災地変・社会情勢の変化、その他通常の本活動運営を継続する事が困難となる事由が生じた場合、本活動を休校もしくは閉鎖することができる。
- ・この時、本活動の費用の返還を行わない場合がある。

#### 第十四条 振替

- ・本活動の規定に沿って行うものとする。

#### 第十五条 器物破損

- ・会員が施設内で故意に器物を破損した場合は、会員の責任と負担において修復をしなければならない。

#### 第十六条 健康管理

- ・本活動に参加する会員の健康状態の関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとし、本活動は一切の責任は負わない。

#### 第十七条 その他遵守事項

- ・本活動及び保護者は、別に定める「入会の手引き」を遵守すること。

#### 第十八条 細則

- ・本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本活動が別に定めることとする。

#### 第十九条 本規約の変更

- ・本規約及び本規約に基づく細則の変更又は改正は、本活動の定めるところにより、変更又は改正時点から、土日クラブ生に対して効力が及ぶものとする。

#### 第二十条 施行

本規約は 2025 年 10 月 1 日より施行する。